

国勢調査

パソコン・スマートフォンからの
回答にご協力を

日本に住む全ての人を対象に、
全国一斉に国勢調査を実施します。

国勢調査は、10月1日時点の日本
の人口・世帯・就業者からみた
産業構造などの状況を地域別に明
らかにするために行われるもので、
国の最も重要な統計調査です。

調査結果は、高齢者の介護・医
療、雇用対策、児童福祉、地域の
活性化など、暮らしのさまざまな
分野で役立てられる基礎データに
なります。

国勢調査員が各世帯を訪問して、
オンラインIDや紙の調査票などを
配布します。調査員は国勢調査
員証を携帯し、腕章を着けて訪問
します。

調査に当たっての感染症対策

新型コロナウイルス感染症の拡
大防止のため、インターホン越し
での調査の説明や郵便受けを利用
した調査書類の配布など、できる
限り対面しない方法で行います。

配布期間 9月14日(月)～30日(水)

回答期限 10月7日(水)

回答方法

○パソコン・スマートフォンなど
を使って、調査書類に記載して
いる専用サイトから回答

○紙の調査票で回答し、10月1日
以降に郵送

※希望者には紙の調査票の直接回
収を行います。くわしくは国勢
調査成田市実施本部(☎20・1
746)へ。

騒音地域のケーブルテレビ

引き込み工事費を補助

市では、空港周辺の騒音地域の
一部に対し、住宅へのケーブルテ
レビ引き込み工事費用のうち、標
準工事費の75パーセントを補助し
ています。平成29年度に幹線整備
が完了した中郷・久住・遠山地区

(二部)は、今年度末で補助が終了
します。

補助を利用してケーブルテレビ
への加入を希望する人は、成田
ケーブルテレビ(☎22・100)へ
申し込んでください。

補助対象は市に住民記録があり、
市税の滞納がない人です。

※くわしくは空港対策課(☎20・
1521)へ。

ジェネリック医薬品

差額通知を

9月下旬に送付

ジェネリック医薬品(後発医薬
品)は、新薬の特許期間経過後に
新薬と同じ有効成分で作られた安
価な薬です。

市では、ジェネリック医薬品に
関する差額通知を9月下旬に送付
します。この通知は、現在処方さ
れている薬をジェネリック医薬
品に切り替えた場合、自己負担額
がどのくらい安くなるかを告知ら
せるものです。

通知の対象は20歳以上の国民健
康保険加入者で、自己負担額が一
定額以上軽減できると見込まれる

人です。

通知を希望しない人は、9月7
日(月)までに保険年金課(☎20・1
526)へ連絡してください。す
でに送付を希望しない旨の連絡を
している人は必要ありません。

ジェネリック医薬品へ切り替え
る際は、医師や薬剤師に相談し、
検討しましょう。

令和元年度の削減効果

○通知を送付した人数：3、8
45人

○ジェネリック医薬品に切り替え
た人数：551人

○削減額：1、139万8、69
4円

※くわしくは保険年金課へ。

景観法・景観条例

調和のとれた
まち並みのために

良好な景観を保全していくため
に、建物を建てる場合などは景観
への配慮が求められます。一定規
模を超える大きさの建物の新築や
改築などをする場合は、事前に景
観法・景観条例による手続きが必
要です。

対象 高さ13メートルを超える

建物や延べ面積が1、000平
方メートル以上の建物の建築行
為・色彩変更など

※景観形成重点地区(成田山新勝
寺表参道周辺地区)は対象規模
が異なります。くわしくは公園
緑地課(☎20・1562)へ。

防犯カメラの設置・運用

プライバシーに配慮を

防犯カメラを適切・効果的に活
用するには、防犯カメラの有用性
とプライバシー保護との調和を図
ることが重要です。

市では、最低限配慮すべき内容
をまとめたガイドラインを定めて
います。地域の自主防犯活動とし
て防犯カメラを設置している、ま
たは設置しようとしている場合は、
ガイドラインを参考に適切な設置
運用に努めてください。

※くわしくは交通防犯課(☎20・
1527)または市ホームページ
(https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/page0123_00006.html)へ。

私立幼稚園の給食副食費

一部を助成します

4月から8月までに私立幼稚園に支払った給食費のうち、主食以外のほかずなどの副食費の一部を助成します。

対象Ⅱ私立幼稚園を利用し、市から「子育てのための施設等利用給付認定」を受けている児童の保護者で、次のいずれかに当てはまる人

○生活保護受給世帯

○令和元年度市民税所得割額が7万7、101円未満の世帯

○対象児童が第3子以降(兄・姉は小学3年生までが数える対象となります)

対象となる費用Ⅱ4～8月分の給食副食費

申請書配布場所Ⅱ各幼稚園、保育

課(市役所2階)、市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page141200.html)

申請方法Ⅱ9月30日(水)までに申請書、領収証などの必要書類、印鑑を持って保育課へ

※くわしくは同課(☎20・1607)へ。

農業集落排水

変更届を忘れずに

市では、農業集落排水事業を現在6地区(名古屋、成井・地藏原、新田、横山・馬乗里、新田、堀籠、奈土・津富浦)で実施しています。すでに接続して使用人数に変更があった場合は、農政課へ変更届を提出してください。また、対象の地域に住んでいて

宅内工事を済ませていない人は、早めに指定工事店に施工を依頼して、農業集落排水管への接続をしてください。

※くわしくは農政課(☎20・1542)へ。

認可外保育施設

利用料の一部を補助

市では、国の指導監督基準を満たした認可外保育施設(市外を含む。ただし、企業主導型保育事業所を除く)に通う未就学児の保護者に対し、利用料の一部を年4回に分けて補助します。

対象Ⅱ市に住民記録があり、保育所などの入所基準を満たした未就学児の保護者

対象となる利用料Ⅱ認可外保育施設に支払った7～9月分の利用

料

申請書配布場所Ⅱ保育課(市役所2階)、市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0135_00003.html)

申請方法Ⅱ9月15日(火)～30日(水)(当日消印有効)に申請書、就労証明書、世帯の所得が分かる書類、利用料の領収書などの必要書類を直接または郵送で保育課(〒286・8585 花崎町760)へ

自衛官募集相談員

4人に委嘱されました

自衛官募集相談員は任期2年で、安定した入隊者の確保を図るための募集協力活動や、自衛隊に対して志願者に関する情報提供などを行っています。

相談員に委嘱された人は、次の4人です(敬称略)。

羽生田浩明(加良部)・小山昭(玉造)・勝田健司(中台)・堀正樹(久住中央)

※くわしくは自衛隊成田地域事務所(☎22・6275)へ。

水道メーターの検針

2カ月ごとに伺います

水道の使用量は、市から委託を受けたヴェオリア・ジェネッツ(株)の社員が2カ月ごとに水道メーターを確認し、検針票でお知らせしています。

メーターボックスの上に車や物を置かないようにするなど、検針へのご協力をお願いします。

検針の結果、使用水量が極端に多い場合は漏水の可能性がります。早急に市指定給水装置工事業者へ連絡し、修繕してください。

※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)へ。

9月10日は下水道の日

正しい使用を心掛けて

公共下水道は、川や海などの水質保全や排水機能による災害対策のために欠かせない施設です。

日頃から、下水道へ油などの水に溶けない物や調理くずを流したり、洗剤を使いすぎたりしないなど、正しい使用を心掛けましょう。

※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。

市長日誌

8月1日(土)～15日(土)

3日	民生委員・児童委員委嘱状伝達交付式
	公設地方卸売市場運営審議会
4日	生涯学習推進協議会
	青少年問題協議会
5日	都市計画審議会
	新型コロナウイルス感染症対策本部会議
6日	国民健康保険運営協議会
	成田赤十字病院運営協議会
11日	部課長災害対応研修会



研修会であいさつ(11日)

地区計画制度

住みやすいまちを
目指して

地区計画制度は、地域の皆さんと市が連携して、それぞれの地域に合ったルールを定めることで、より住みやすい環境や、美しいまち並みを守り育むための制度です。

地区計画制度で定めること

地区計画では、地域の特性に合ったまちづくりの大まかな目標と、それを実現するための具体的なルールを定めます。

ルールとして、建物の用途(住宅、店舗など)・高さ・敷地面積・色、道路や公園の配置などを地区全体で定められます。また、地区内を区分して、さらに細かく定めることもできます。地区計画を定めることで、ルールに基づいて、計画的にまちづくりを進めていくことができます。

計画書の提出ができます

地区計画を定めようとする地域住民や土地所有者などの利害関係者は、地区計画の案を市へ申し出ることができます。

申し出るためには、区域の面積が0.5ヘクタール以上で一体となった土地であること、地域内の

土地所有者の同意を得ていることなどが条件になります。

建築などは事前の届け出を

現在、市内では15の地域で地区計画が定められています。

計画の地域内で建物の建築や用途の変更などを行う場合は、行為に着手する日の30日前までに市へ届け出てください。

新築だけでなく、増改築や外壁・屋根の塗り替え、カーポートやフェンス・塀の設置などの場合にも届け出が必要です。

地区計画の地区名と対象区域

- 京成成田駅東口地区：京成成田駅東口(花崎町の一部)
- 公津東地区：公津の杜全域
- 橋賀台二丁目地区：橋賀台2丁目(一部(橋賀台公園周辺))
- 久住駅前地区：久住中央全域
- 土屋地区：ウイング土屋全域
- 玉造六丁目地区：玉造6丁目1番地
- 公津西地区：はなのき台全域
- 大栄物流団地地区：大栄物流団地全域
- 成田湯川駅南口地区：成田湯川駅南口(松崎の一部)
- 東町・花崎町地区：東町・花崎町の一部
- 中台三丁目地区：中台3丁目2

番地

- 大学医学部付属病院地区：川栗・畑ヶ田の一部
- 美郷台小学校地区：美郷台2丁目(一部)
- 久住第二小学校跡地地区：大室の一部
- 小菅地区：小菅・大山の一部

地区計画の内容は、都市計画課(市役所5階)または市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/environment/page180600.html>)で見ることができます。

※くわしくは同課(☎20・1560)へ。

農業用廃プラスチック

適正な処理を

市農業用廃プラスチック対策協議会では、農業用廃プラスチック類(使用済み農業用ビニール、ポリエチレン資材など)の適正な処理を推進するために、地区ごとに回収を行っています。

回収・処理を希望する人は、事前に同協議会へ登録してください。
対象：農業用塩化ビニールフィルム、農業用ポリエチレンフィルム、肥料袋、培土袋

育苗箱・保温マット・あぜシート・ブルーシートなどは回収対象外です。産業廃棄物処理業者などに依頼してください。

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

9月11日は警察相談の日

犯罪被害を防ぐために

警察では、犯罪などによる被害を未然に防ぐため、県警本部や警察署に総合相談窓口を開設して、市民生活の安全に関する相談に応じています。

電話で相談する場合は、警察相談専用電話#9110番に電話してください。なお、110番は事件・事故など、緊急通報の場合のみ利用してください。

※くわしくは成田警察署(☎27・0110)へ。

飼料用米などの推進

稲作農家の皆さんへ

食生活の変化や高齢化などにより、米の需要は全国で毎年約10万吨も減少しています。生産量が

需要量を上回り、在庫が増えると米価の下落を招きます。

飼料用米や加工用米などの生産には既存の機械や施設をそのまま使うことができ、国や県から補助金の支援を受けられます。

主食用米の需給改善を図るため、飼料用米や加工用米などの生産に取り組んでみませんか。

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

携帯電話の廃棄

貴重な金属を再利用

スマートフォンや携帯電話には金・銀・銅・レアメタルなどの貴重な金属が高濃度で含まれているため、リサイクルして有効利用することが大切です。

携帯電話会社の店舗などでは、スマートフォンや携帯電話の本体・電池・充電器をメーカーに関係なく無償で回収しています。金物・陶磁器類(黄色の指定袋)として出すこともできますが、個人情報取り扱いに注意し、電池を取り外してから出してください。
※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。